

和歌山大学公開講座に関する協定書

(高校生を対象とした授業公開)

(趣旨)

1. 和歌山大学(以下「甲」という。)は、和歌山県教育委員会(以下「乙」という。)管下の高等学校の生徒に対し甲の授業を聴講させることにより、教育内容の理解を深めさせるとともに生徒自らの進路決定への意欲的な取り組みの促進に協力することを目的として、公開講座を実施する。

(公開する授業科目)

2. 甲は、専門科目の中の基礎的な授業科目のうち、公開講座として適当と認める授業科目及び受入可能人数を乙に提示する。

(受講生の推薦)

3. 乙は、生徒の能力・適性・意欲・関心等に応じた進路指導や学習指導の一環として、甲が前条により提示した範囲内で、適正な生徒を甲に推薦する。

(受講生の受入)

4. 甲は、前条により推薦された生徒を、公開講座の受講生として受け入れる。

(賠償責任保険等)

5. 乙は、公開講座の受講生に対し、賠償責任保険等に加入させる。

(講習料等)

6. 乙は、公開講座の受講生から文部科学省が定める講習料を徴収し、甲に納付する。
7. 公開講座の受講生は、授業科目の担当教員が指示するテキスト代等を負担する。

(附属図書館の利用)

8. 公開講座の受講生は、附属図書館の施設を利用することができる。

(規則等の遵守)

9. 公開講座の受講生は、甲の諸規則を遵守しなければならない。

(修了証書)

10. 甲は、公開講座の受講生に対し、受講状況を確認のうえ、修了証書を交付する。

(実施時期)

11. 公開講座の実施時期は、平成15年度とする。

(協定期間)

12. 本協定の有効期間は、平成15年度の1年間とする。

(雑則)

13. 公開講座の実施に関し、本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議のうえ、その都度定めるものとする。
14. 本協定書は2部作成し、両者が各1部所持する。

平成15年 3月10日

和歌山大学長

和歌山県教育委員会教育長

小田章

小関洋治

小田章

小関洋治